

議案第185号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年6月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市
条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。